

十四番二十四並びに千十五番一、同番三、同番六、千九番一、同番二及び千二十番一の各一部、同番九から同番十一まで、千二十三番六、同番六地先並びに千六十一番一、千六十二番三及び千六十三番三の各一部、千六十五番四並びに千七十番三、同番四及び同番八の各一部、千七十番十二、千八十八番四並びに千九十六番一、千九十七番一、千九十九番一、同番四及び千一百一十一番一、同番四及び千一百一十一番一、同番四、同番三、武蔵村山市学園二丁目三十六番四の一部、学園三丁目十六番二及び十七番一の各一部、同番四並びに千八番一から同番七まで、千二番一、二

●東京都告示第七百九十二号

十一番一、三十三番一から同番三まで、三十五番一、同番二及び三十七番一から同番三までの各一部、神明三丁目百三十三番二の地先、同番二地先、百三十三番一から同番五までの各一部、同番九及び百三十五番の各一部、百三十六番二、同番三の一部、神明四丁目百十三番一及び百十三番二の各一部、同番三、百十四番の一、百十五番四、同番五並びに百十六番三、百二十番一及び同番二の各一部、同番三から同番五まで、同番五地先、緑が丘千四百六十六番一の一部、同番五並びに同番八及び同番九の各一部

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年三月二十八日	昭島市中神町 延長 一四・二一 字西新畑千百三十一番五、幅員 同番六十二及び同番七十の各一部 六・〇〇

●東京都告示第七百九十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

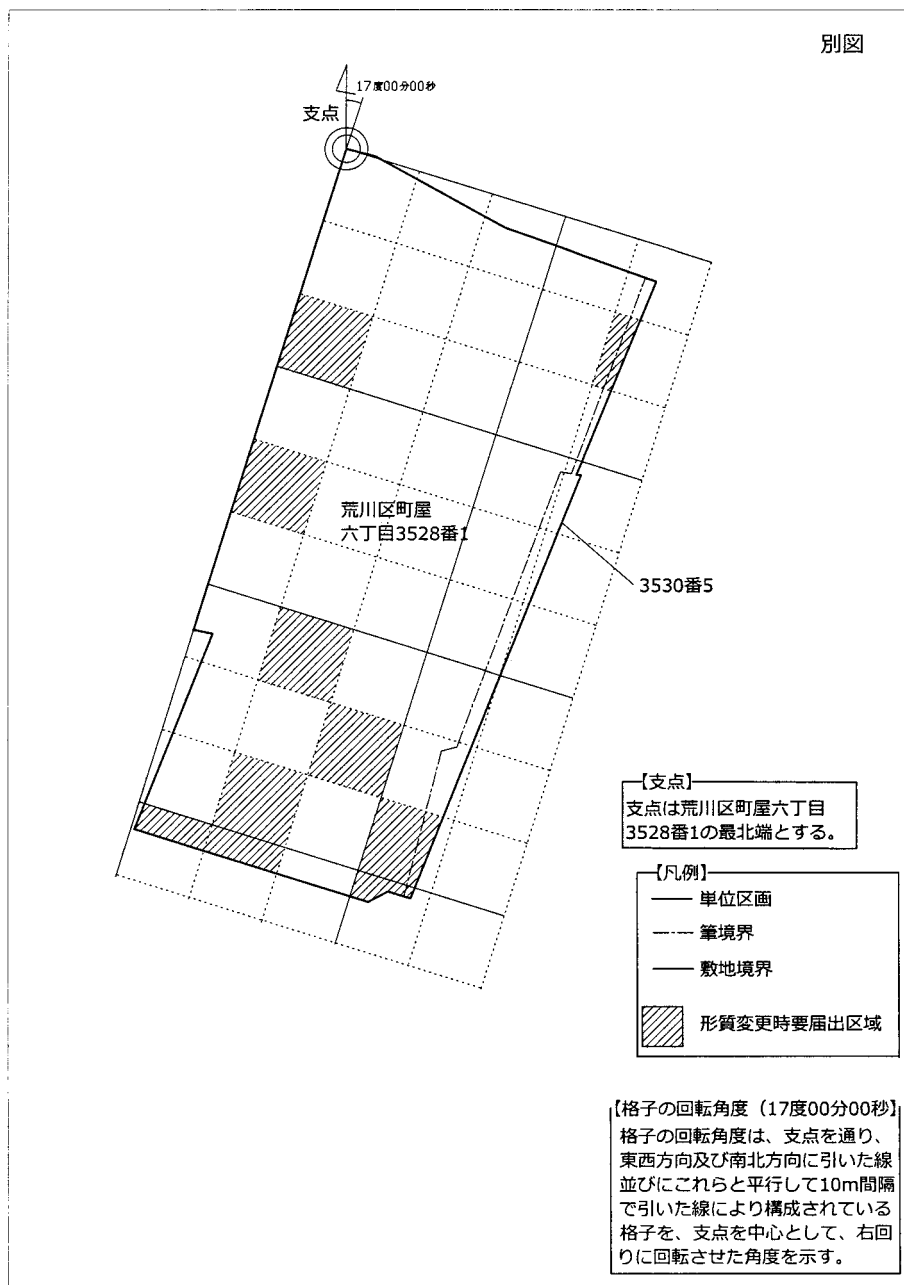
平成二十九年四月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区町屋六丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百九十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三十号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日

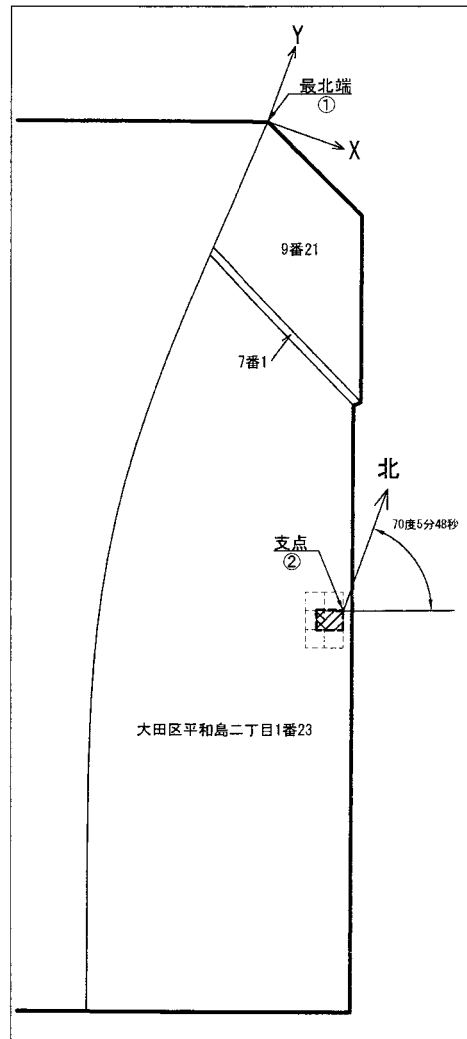
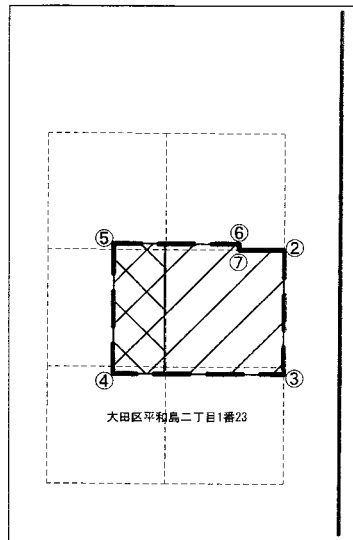
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区平和島二
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例 -
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - - - 調査範囲
 - ▨ 指定を解除する区域
 - ▧ 形質変更時要届出区域

- 支 点 -

支点は、大田区平和島二丁目9番21の
最北端(①)から南へ232.41m、
東へ126.91mの地点(②)とする

	X	Y	備考
①	0	0	最北端
②	126.91	-232.41	支点
③	130.47	-242.39	
④	116.88	-247.24	
⑤	113.15	-236.78	
⑥	123.16	-233.21	
⑦	123.33	-233.68	

※座標値は、大田区平和島二丁目9番21の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし
東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

- 格子の回転角度(70度5分48秒) -

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を
中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市三ツ木一丁目二十一番七

神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号

住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八條第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

平成二十九年七月二日（日曜日）

二 試験の種類及び時間

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から正午まで

(二) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分

まで

(三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験場所

早稲田大学十号館

新宿区西早稲田一丁目六番一号

四 試験方法

(一) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

五 提出書類

(一) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規則（昭和二十六年東京都規則第二十三号。以下「規則」という。）別記第一号様式による。）

(二) 写真台帳（規則別記第二号様式に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

(三) 受験票（規則別記第三号様式による。）

六 試験手数料

一万二千九百円

七 受験願書受付期間

(一) 窓口による受付

平成二十九年五月二十三日（火曜日）から同月二十

九日（月曜日）まで（閉庁日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(二) 郵送による受付

平成二十九年五月十六日（火曜日）から同月二十九日（月曜日）（当日消印有効）まで

八 受験願書受付場所

東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号（東京都庁第一本庁舎二

十一階北側）

九 その他

(一) 詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当に問い合わせること。

電話〇三（五三二〇）四五〇三

(二) 試験案内及び受験願書用紙は、前記薬事免許担当において配布する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001